



# 世工振ニュース

編集・発行  
公益社団法人 世田谷工業振興協会  
〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7  
世田谷産業プラザ 2階  
TEL (03) 3421-2863 FAX (03) 3422-4777  
E-mail: info@setagaya-ia.or.jp  
URL: http://www.setagaya-ia.or.jp/

～国・都・区  
などからの  
支援一覧～

## 新型コロナウイルス対策

3月25日  
時点の情報

### 【区の中企業向け融資】

#### ○世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資

4月1日より新たな融資制度を創設しました。  
融資限度額 ≧ 500万円（創業3ヶ月以上1年未満の方は300万円）  
運転資金・設備資金 ≧ 5年以内（据置6ヶ月以内）  
利率 ≧ 区が全額補助  
信用保証料 ≧ 区が全額補助  
その他の概要等は区のHPをご覧ください。  
（問）産業振興公社商業・ものづくり・経営支援係  
TEL：03-3411-6603

#### ○世田谷区的主要融資あっせん制度

そのほかの融資も通常通り受付しております。  
利用のためには要件がありますので、お問い合わせください。

種類	上限額	本人利率	返済期間
小口零細資金	2,000万円	0.5%	7年以内 (据置6か月)
事業資金	2,000万円	2.2%	7年以内 (据置6か月)
景気対策 緊急資金	2,000万円	0.5%	7年以内 (据置12か月)
経営活力 改善資金		0.3%	7年以内 (据置12か月)
創業支援資金 ※商店街空き店舗特例	2,000万円	0.3% ※0.1%	7年以内 (据置12か月)
商工業団体経営 高度化資金	1億円	1.0%	設備のみ10年以内 運転資金9年以内

（問）産業振興公社商業・ものづくり・経営支援係  
電話 03-3411-6603

### 【国の保証、融資制度など】

#### ○セーフティネット保証制度

経営の安定に支障が生じている中小事業者を対象に、東京保証協会が、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証を行います。  
第4号 広い業種で影響が生じている地域（3月に全都道府県を指定）100%保証  
第5号 特に重大な影響が生じている業種（指定業種は中小企業庁HPをご覧ください）80%保証  
危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）100%保証  
ご利用には世田谷区の認定が必要です。産業振興公社が窓口になるので、詳しくはお問い合わせ下さい。  
（問）産業振興公社商業・ものづくり・経営支援係  
電話 03-3411-6603

#### ○国による無利子・無担保融資

国は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」を創設しました。両制度を活用し3年間実質的に無利子融資とすることができます。  
（問）融資：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505  
利子補給：中小企業金融相談窓口  
電話 03-3501-1544

#### ○マル経融資の金利引き下げ

##### （新型コロナウイルス対策マル経）

商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が貸し付けます。  
（問）東京商工会議所世田谷支部  
電話 03-3413-1461

### 【東京都の緊急融資】

#### ○新型コロナウイルス感染症対応融資

融資限度額：2億8千万円（無担保8千万円）  
運転資金：10年以内（据置2年以内）  
設備資金：15年以内（据置3年以内）  
利率1.7%～2.4%以内  
信用保証料：都が全額補助  
（問）東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関など

#### ○危機対応融資

危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けた方が対象です。  
融資限度額：2億8千万円（無担保8千万円）  
運転資金・設備資金：10年以内（据置2年以内）  
利率1.7%～2.2%以内  
信用保証料：都が全額補助  
（問）東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関など

#### ○新型コロナウイルス感染症対応緊急借換

##### （略称：「緊急借換」）

東京信用保証協会の保証付融資の借り換えが対象になります。  
融資限度額：2億8千万円（無担保8千万円）  
運転資金：10年以内（据置2年以内）  
利率1.7%～2.2%以内  
信用保証料：都が3分の2～全額補助  
（問）東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関など

#### ★世田谷区ものづくり企業地域共生推進事業

地域での共生を図ることを目的として、区内にある工場を改修、又は施設整備する場合に要する経費の一部を助成。（申請期限7月31日）

≪詳細は、同封チラシをご参照下さい。≫

<p><b>【雇用調整助成金の特例措置】</b>  事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例措置が設けられています。  問) ハローワーク渋谷 電話 03-3476-8609</p>	<p><b>【個人事業主の特別相談窓口(東京都)】</b>  フリーランスを含む個人事業主の方を対象とした資金繰り及び経営に関する特別相談窓口を設置しています。  ○資金繰りに関する特別相談窓口  平日 9 時～17 時  (問) 東京都産業労働局金融部金融課  電話 03-5320-4877  ○経営に関する特別相談窓口  平日 9 時～16 時 30 分  (問) 東京都中小企業振興公社総合支援課  電話 03-3251-7881  メール相談あり</p>
<p><b>【新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金】</b>  新型コロナウイルス感染症に関して臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をすることが必要となった労働者に対して、年次有給休暇と別に有給の休暇を取得させた事業主に一人当たり日額 8,330 円上限で支給します。  委託を受けて個人で仕事をする方は就業できなかった日について、日額 4,100 円(定額)を支給します。  (問) 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター  電話 0120-60-3999 9 時～21 時(土日・祝日含む)</p>	<p><b>【個人向け緊急小口融資の特例】</b>  主に、休業・失業された方を対象に、個人向けに 10 万円～20 万円の融資を行うものです。新型コロナウイルス感染症を受け、据置期間、償還期間等を延長するなど特例を設けました。  (問) 世田谷区社会福祉協議会「ぶらっとホーム世田谷」  電話 03-3419-2611 (生活福祉資金担当)</p> <div data-bbox="901 907 1045 1064" style="text-align: center;"> </div>
<p><b>【新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談】</b>  区内在住、在勤の労働者および区内中小事業者を対象に、休業手当や助成金の初期相談を行っています。  (問) 電話 03-6805-3171 平日 9 時～17 時</p>	

**2020 年工業統計調査にご協力ください!**

この調査は製造業を営む事業所に調査員が訪問し、聞き取りによる準備調査を行った後、調査票を配布します。調査は 4 月から 6 月にかけて行われますので、ご協力をお願いいたします。  
(この調査には「統計法」に基づく報告義務があります。)

**ご協力をお願いします!!**



工業統計キャラクター  
**コウちゃん**

- 【調査目的】** 我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料とするため。
- 【調査期日】** 2020 年(令和 2 年) 6 月 1 日  
2019 年(令和元年)実績の回答をお願いします。
- 【調査方法】** 4 月下旬から調査員が訪問し、調査の依頼と聞き取りによる準備調査を行います。従業員が 4 人以上の事業所には、その後調査票を配布します。郵送またはオンラインでご回答ください。  
※調査員は東京都知事が任命する地方公務員です。顔写真付きの調査員証を携帯しています。  
※調査票が配布される事業所には、4 月下旬に東京都から調査協力依頼ハガキが送付されます。
- 【問合せ先】** 世田谷区政策経営部統計調査担当課 03-3425-6125
- 【経済産業省HP】** <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyou/index.html>

**経済産業省・東京都・世田谷区**

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組み**
- ◆ 3 月 17 日開催予定の理事会は中止し、書面同意の手続きをとりました。
  - ◆ 3 月 3 日及び 4 月 7 日の異業種交流会フォーラム SKK'89(中止)
  - ◆ 3 月 9 日の青年部会定例会(中止)
  - ◆ 4 月 9 日の三役・委員長会(中止)
  - ◆ 4 月 15 日世工振ゴルフコンペ(中止)
  - ◎ 一日も早い終息と安定を願っております。

- 職員動静**
- ◆ ようこそ  
かどのごろう  
**事務局長 角能悟郎** (4 月 1 日採用)
  - ◆ お疲れ様でした  
**道場留美子** (3 月 31 日付退職)